

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(3)

平成29年2月17日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

被告 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮部 龍彦
被告 宮部 龍彦
被告 三品 純

次のとおり、原告準備書面2に反論するとともに、主張する。

第1 部落問題について

部落問題については、それ自体が1つの学問の分野を形成できるほどに複雑なものである一方で、自由な議論・研究が事実上妨げられている状態にあることから一般に正しく認知されているとは言い難い。原告らは部落問題について様々な説明を行っているが、それらは原告らからの立場による一面的な見方に過ぎず、また部落問題のごく一部分を切り取ったに過ぎない。

このことについて、準備書面で説明すると膨大なものとなるので、詳細については被告示現舎が最近出版した「部落問題入門」(乙114)の通りである。ここでは、要点のみを説明する。

1 部落の歴史と現状は多種多様であること

部落の起源は渡来人説、宗教・職業起源説、近世政治起源説など、様々な説があり、個々の部落によって起源や成立した時代は様々である。

また、部落が部落として認識されなくなった例もあり、比較的早い時期に環境が改善され、意識の面でも周囲と融和ないしは解放された部落も多数ある。一方で、同和対策事業が実施されたのにもかかわらず(あるいはむしろ同和対策事業により)今でも問題を抱えている部落も存在する。

日本全体の全ての部落をひとまとまりに考えることは明らかに誤りであり、地域ごとに異なる歴史・現状があるのであって、「部落だから」と一般化することはできない。また、「部落民」という1つの集団が全国的に存在すると考えることもできない。

2 部落解放運動団体は複数存在すること

主要な部落解放運動団体は4団体があり、それぞれ部落解放同盟(解放同盟)、自由同和会・全日本同和会(同和会)、全国地域人権運動総連合(人権連)である。

4団体はもともと同根で、戦後の部落解放全国委員会にルーツがあるが、イデオロギー的な違いから分裂、あるいは排除された人々により同和会、人権連が結成された。

このうち、最も積極的に同和事業の推進、行政からの補助を求めているのは解放同盟である。同和会はこれらの事業を徐々に縮小すべきとの立場で、人権連は即時撤廃を求めている。そのため、どうしても解放同盟の活動が目立つ。

なお、他にも部落解放同盟全国連合会、全国水平同盟、部落解放愛する会などの団体があり、地方によっては主要団体よりも存在感がある場合もある。

ただし、どの団体にも属していない部落住民が圧倒的に多く、これらの団体のどれも部落住民を代表していると言うことはできない。そもそも、主要4団体は部落住民であることを入会の要件とはしていない。解放同盟さえ「部落出身者」という曖昧な言葉を用いて入会の要件を部落の住民に限っておらず(甲1)、事実として部落とは何の関係もない会員が多数所属している(乙109)。

3 同和対策事業が事実上継続されている事例があること

固定資産税の減免などの、属人的な同和事業を今も継続している地方公共団体が存在する(鳥取県米子市など)。

また、厚生労働省においては、一部の労働局で「同和関係者」に対して失業手当の上乗せ給付を行っているし、今でも全国各地にある隣保館が同和地区を対象とした施設であることを事実上認めている(乙23)。

どこが同和地区であるかを行政が把握し、そのことを基準として施策を行っている実態は今でも厳然と存在している。

4 部落解放運動や行政のあり方が新しい部落差別の要因であること

部落差別の原因について、政府機関が最も踏み込んだ見解を示したものとして、昭和61年12月11日の地域改善対策協議会意見具申(地対協意見具申)がある(乙115)。

地対協意見具申は、「近代民主主義社会においては、因習的な差別意識は、本来、時の経過とともに薄れゆく性質のものである。実態面の改善や効果的啓発は、その過程を大幅に早めることに貢献する。しかし、新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難である」と指摘している。そして、差別意識の要因として次の4つを挙げている。

- (1) 行政の主体性の欠如
- (2) 同和関係者の自立、向上の精神の養育の視点の軽視
- (3) 民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題はこわい問題であり、
避けた方がよいとの意識の発生
- (4) 同和問題について自由な意見交換ができる環境がないこと

これらの指摘は同和事業の推進や、解放同盟の活動にとって非常に都合が悪く、地方公共団体の同和行政を批判したものでもあるため、現在はほとんど無視されているのが現状である。そのため、約30年を経た現在でもこれらの問題が解決されていない。

第2 第1「いまだ厳然と存在する部落差別」について

被告らは「被差別部落出身者や被差別部落に対する差別はなくなっている」との主張は行っていない。原告らは、部落差別について持論を語りたいがために、一人相撲をしている。

被告らは被告準備書面(1)で、部落問題、部落差別が存在することを前提に、その原因と問題解決のための方法論が原告らとは違うことを述べている。

全国部落調査を秘密にすることは、むしろ部落差別を助長することである。なぜなら、この資料を秘密にする理由が差別的であるからである。秘密にしないのであれば何も理由を言う必要があるが、秘密にするのであれば、部落に関わると差別されると言い続けなければならない、50年後も100年後も続けてよいことではない。

何をもって部落差別と言えるのかということについても、原告らと被告らとは大きな考え方の違いがある。

部落は1つ1つ違いがあり、全てをひとまとめにして、差別があるかないかを論じても無意味である。もはや差別があるとは言えない部落も多数あるし、とても「差別」の一言では片付けられない問題を抱える部落もある。

原告らのように、多種多様な部落の違いを無視し、具体的な地名を出すこともせず、あたかも全ての部落が問題を抱えているかのように言うことは、不当な一般化であり、部落に対する偏見を助長するのである。一部の事例を取り上げて、それを社会全体の問題かのように言うことは、「個人の欠点を批判することは自由ですが、それを部落全体のこととするのは差別です」と言った原告藤川正樹の陳述(甲5・3頁)と整合性がない。

このような整合性のなさは、原告解放同盟が抱える問題で、しばしば批判の対象とされてきたが、一向に自浄能力がない。原告らが提出した「全国のあいつぐ差別事件」からもその傾向が読み取れるが、企業であれば一部の従業員の行為を会社全体の問題、さらには業界全体の問題、地方公共団体であれば一部の職員あるいは一市民の問題でさえ、あたかも地方公共団体全体のように問題を拡大して、トップを引きずり出して糾弾あるいは「学習会」を行うのである。しかし、部落の問題(正確には、解放同盟や行政のあり方が背景にあるのだが)を指摘すると「部落全体のこととするのは差別です」と言って逃げるのである。一言で言えば「交渉は団体で、不祥事は個別対応で」という態度である。

1 第1項「原告解放同盟が把握している差別事象について」について

原告らは数々の「差別事象」を挙げるが、これらの評価においては地対協意見具申が挙げる部落差別の新しい要因の4つ目を踏まえなければならない。すなわち「何が差別かということ」を民間運動団体が主観的な立場から、恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめかしつつ、さ細なことにも抗議することは、

同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている」ということである。

原告らが提出した「全国のあいつぐ差別事件」なる書籍は、原告解放同盟が、まさに主観的な立場から恣意的に何が差別かを判断して事例を取捨選択しており、原告解放同盟の視点のみで書かれたものである。

文面を読んだだけでも、明らかに部落差別と判断するには無理な事例がある。これらについては、裁判官におかれては良識を持って原告らの差別だとの指摘が常人の感覚に合致したものなのか、考えて頂きたい。

例えば、寺院のいわゆる「差別戒名」の問題(甲34・17～18頁など)については、今から数百年も前の歴史的な遺構について現代の感覚で差別だと断じているものであって、現存している部落差別であるとは言えない。

甲34・18～19頁にある、塩見鮮一郎氏に係る問題は、被告らが被告準備書面(1)18頁でも触れたものである。塩見鮮一郎氏は著名な部落史研究者であり、彼なりの研究の結果として著書で部落のレポートをしていたのだから、これを部落差別と言うのであれば、部落についての研究・学問は成り立たなくなる。

甲38・18～19頁によれば、原告解放同盟は「穢多村」表記のある古地図の展示について配慮せよと国立公文書館に求めた一方で、東京都立皮革技術センターが「木下川地区のあゆみ」という部落の地名を含む記述を削除したことに対して抗議している。この2件は「差別事件」でも何でもない上、矛盾しており、これでは部落問題に係る表現については、自主的な判断をせず原告解放同盟に従えと言っているに等しい。これでは行政の主体性は保てない。

また、部落差別があるとして、その原因と解決方法は別の問題である。なぜ全国部落調査が関係し、なぜ被告らの請求により全国部落調査を発売禁止しなければならぬのか、明らかにされていない。

(1) 「戸籍謄本等不正取得事件」について

被告準備書面(2)14頁で述べた通り、どのように部落問題と関係しているのか明らかではない。

戸籍謄本の不正取得は市町村および特別区の事務事業の問題であって、本件の当事者とは関係がない。

例として被告宮部の戸籍謄本の写し(乙80)を提出しているの、どのように戸籍謄本が部落問題と関係するのか、そして被告宮部が「被差別部落出身者」であるかどうかを判別できるのか、釈明を求める。

(2) 「就職差別事件」について

統一応募用紙の使用は企業の義務ではない。民間企業が誰をどのような基準で雇用するのかは、法律の範囲であれば自由である。完全な「校正公平」な採用活動を行っていたのであれば、例えば宗教団体や政治団体の関連企業は成り立たない。

統一応募用紙を使わないから部落差別だと言うのであれば、論理の飛躍であり、短絡的な考えである。

ア「滋賀県の相談員差別発言事件」については、被告らが現地で取材をしたことがある(乙116 21～40頁)。少なくとも、原告解放同盟よりは中立的な立場にあると思われる、湖南省の行政文書(乙117～119 これらのごく一部で実際は膨大なものである)を入手して問題を検証したが、「言った、言わない」の水掛け論になっていたのに、強引に柑子袋会館の水嶋悟相談員(当時)を差別者と断じて、彼を退職に追い込んでしまったというのが被告らの結論である。

仮に、これが「差別」であるとしても、同和行政に携わり、部落問題を最も理解していなければならないはずの、隣保館の相談員が行ったことであり、一般国民による「差別」と見ることはできない。これは、同和行政の問題である。

なお、滋賀県では、2003年に旧八日市市(現東近江市)でも同和行政に携わる職員の間で部落問題に係るトラブルがあり、助役が自殺に追い込まれたことがあった(乙116 41～53頁)。

むしろ、滋賀県では、就職差別を行っていたのは原告解放同盟と行政である。当時草津市では隣保館の嘱託職員の採用を解放同盟の推薦者に限っていて、2007年には解放同盟西一支部が一度隣保館の職員を一般公募しておきながら、古くからの住民でないことを理由に推薦を取り消したことがあった。民間企業ではなく、市の嘱託職員の採用に係ることなので、極めて悪質である(乙120 92～104頁、乙121～123)。

イないしエについては、部落問題との関係が不明である。

ウ「鳥取県における就職妨害事件」については、なぜこれだけの会話で部落差別と判断できるのか不明である。むしろ、甲37・37頁に「〇〇さんが受験生であること、さらに、部落出身であることも知っていて」とあるように、「〇〇さん」がなぜ「部落出身」と分かるのか、それを鳥取県教育委員会が把握していたにしろ、原告解放同盟が判断したにしろ、そのことの方が問題であると考えられる。なお、鳥取県では高校で平成14年まで「同和地区出身生徒の名簿」なるものを作っていたことから平成20年に保護者から抗議されている(乙124の1)。

(3) 「結婚差別事件」について

原告らが挙げている例のうち、具体的に結婚を妨害したことがうかがわれるのは2013年3月の山口県のケースだけである。

特に2014年3月の亀岡市の事例は具体的に結婚を妨害したわけでもないし、家庭内の争いに解放同盟が介入して「糾弾学習会」を行ったことは、最悪の対応のように思える。家庭内の問題を第三者である解放同盟が正確に判断できるとは到底考えられないし、「部落民とラブルになると部落民が結託して押しかけてくる」という、原告宮部がよく聞く部落に対する偏見を具現化したようなものであるからである。

また、結婚問題は極めてプライベートなことなので、本当に部落差別が原因なのか、第三者が判断することはほとんど不可能である。方便として本当の理由とは別の理由を持ち出すこともあるし、片方が勝手に誤解することもある。

世の中に、結婚差別がどれだけあるのか、把握することも不可能に近い。

被告宮部も結婚問題に係る相談をメール等で受けたことがある。プライバシーに関わる問題なので具体的なことを書くには限界があるが、概ね次のような事例があった。

平成18年頃、鳥取市のとある教員から「交際相手から婚約を破棄されたので、自分が部落出身かどうか調べるために親の出身地等を尋ねたが、部落ではなかった」と言われたので、被告宮部が「もし、部落だったら婚約破棄は部落差別が理由だということにしたのか？」と問うと、「そうしていたと思います」という答えであった。

平成23年6月、長野市在住のある女性から自分の住んでいる場所が部落のようなので調べて欲しいと SNS(ミクシィ)で相談を受けたので、被告宮部は長野市のウェブサイトにある教育集会所(同和対策事業で30世帯以

上の同和地区に設置された教育施設、長野市では「人権同和集会所」と非常に分かりやすい名称である)の一覧のページを紹介した。その結果、家の近くにあるということだった。女性によれば、公民館みたいなものだと今まで思っていて、さらに祖母から話を聞いて部落だと分かったということである。その後、女性によればあれこれ詮索されるのが嫌なので、交際相手とその家族にそのことを伝えたが、特に気にされることはなく、その1年後、女性のミクシィのプロフィールによれば結婚したとなっていた。

平成29年1月、兵庫県のとある女性から、部落の血筋が入るのが嫌なので息子の交際相手の素性を興信所に約30万円を支払って調べてもらった。曾祖父の本籍地の住所が部落だと言われたが、相手が否定するのでどうやって証明すればよいかと相談を受けた。被告宮部が、その住所はどこかと聞いたところ、山形県米沢市の中心部から最上川を隔てた郊外であった。そこで、「東北の部落は城下町にあるので、確実に部落とは関係ない。他にもいろいろな意味で興信所に騙されているので返金してもらおうべき。そもそも歴史的に部落特有の血筋などというものは無い」と答えた。よく聞いてみると、興信所からは戸籍謄本の実物を見せてもらっておらず、口頭で言われただけだということだった。さらに、興信所に調査を頼む前から、息子の交際相手の自分に対する態度がそっけないので気に入らなかった、ということであった。

「結婚差別」について検証する上では、概ね次のような問題がある。

1. なぜ相手が「部落民」と分かるのか。
2. 先に部落問題を持ち出したのはどちらの側なのか。
3. 関係が壊れたから後付けの理由として部落差別が持ち出されたの

か、部落差別が原因で関係が壊れたのか判断しづらい。

4. 部落差別が原因で関係が壊れたとしても、本人に結婚を強制することは不可能。
5. 第三者が介入すれば余計に問題がこじれ、逆に「部落に関わるとややこしい」という風評を助長しかねない。
6. 部落民に子は部落民、部落に生まれると差別されるという間違った風評が流布されている
7. 手に負えないほど「頭のおかしい人」が必ず一定数いる。

そもそも、結婚自体が容姿、職業、経済状況、思想信条、宗教、家柄など憲法で差別されないと明記されているような属性や、個人の努力ではどうにもならない属性で決められるものであり、特に憲法で「両性の合意」のみが要件とされている以上、そこに部落差別が関係しても本人の判断に他人が介入することができない。

一方、部落差別が結婚の障害になるとは言えない反証もある。

例えば、解放同盟岐阜県連前委員長の石井輝男は部落出身を自称しながら、複数の結婚歴があり、多数の愛人を囲っていた(乙109)。一方で、その息子の石井涼也は「部落解放同盟をなめとんのか」と異母妹の交際相手を脅していた。

(4) 「土地差別調査事件」について

そもそも、部落差別とは「人」に対する差別を言うのであって、「土地」という人格のないものに対して差別と言うことは誤りである。

仮に不動産と被差別部落との関係を調べたり教示したりする行為が差別

だと言うのであれば、間違いなく行政が行ってきたことである。

例えば、鳥取市等の地方公共団体が行う同和地区に対する税の減免は、「同和地区に所在する土地や建物等の資産が土人間において取引されにくいという差別の実態に鑑み」行われたとされるものである(乙124の2)(もっとも、鳥取市の事例では農地や市街化調整区域まで減免していたので、この理由は虚偽であるが)。同和地区の場所を把握して、そこを低く評価して固定資産税を減免していたのであるから、原告らが挙げる「マーケティングリサーチ事件」で行われたことと大差ない。

また、平成27年に大阪府堺市が部落にある市営住宅の入居者を一般公募したが、一般公募とは名ばかりで部落の市営住宅に限って「堺市立人権ふれあいセンター」(乙125から分かる通り、地元の部落を紹介する博物館があり、巨大な水平社宣言が掲げられている、事実上そこが部落だとアピールしている施設である)を窓口とし、募集のしおりの冒頭に市営住宅が同和事業で建設された旨が説明されている(乙126)。「同和問題に関わってくる地域」「解放会館などが目立ち敬遠されるエリア」などと言うことが被差別部落との関係を教示する行為になるなら、堺市の場合は民間ではなく行政機関が行っていることなので、さらに悪質ということになってしまう。

「大阪府部落差別等規制等条例」はザル条例である。土地調査会社のみが対象なので、前述の堺市の行為は対象外である。また、原告解放同盟のような団体が乙17のような部落一覧を出版・頒布することも対象外である。大阪府内の指定同和地区の地名は、全国部落調査が再発見される前から、既に公然のものになっていた。

現実には、部落の土地が「差別」されていないという反証も多くある。

例えば大阪市では、同和地区内の同和事業関係施設が廃止され、跡地

が民間に売却されたため、同和地区内に建売住宅や集合住宅が建設されてごく自然に売り出されている。乙127のチラシにある物件の所在地の地名を乙17や乙20と照合すると、そのことが確認できる。

乙12・22頁の中津地区の説明には「いわゆる土一升、金一升と云う具合に。大資本家は、部落であろうが、無かろうが。利益の為には色々の手段を尽す」と書かれている。つまり、放っておいても、土地を売るためには部落であろうがなかろうが民間企業はあらゆる努力をするのである。それに対して、些細な事で言いがかりをつけて足を引っ張っているのが原告解放同盟である。

「土地差別」という風評を広めている張本人の一人が、原告北口末廣と同じ近畿大学に所属する奥田均である(乙128)。奥田均は2012年10月4日に滋賀県栗東市が主催した講演で「(武士の家系でも)でもね今度京都に引っ越しをされる時に同和地区のだ真ん中に引っ越ししてご覧なさい。物の40, 50年そこに住んだら子供が生まれる、孫も生まれる親子、孫、三代も同和地区のだ真ん中に住んだら世間は間違いなく部落出身者という風に見なし始めていきますよ」という、およそ部落問題を解決しようとしているとは思えない偏見に満ちた発言をしている(乙129・58頁)。

(5) 「公的機関・職員による差別事件」について

いずれの事例も具体的な加害者・被害者が存在しておらず、「差別事件」とは言えない。

また、「差別発言」とされているものが、差別発言かどうかは原告解放同盟が不明確な基準で、恣意的に判断しているものである。

例えば「近親交配によって遺伝子が濃くなるからおかしな人が生まれや

すくなる」という発言については、確かに現在の和歌山県田辺市の皆ノ川部落のように、かつて近親婚が多いことが問題になった部落があることは事実である。それを部落一般のことに言ったり、過去と現在を混同したりすることが問題だというのであれば、本訴における原告らの態度と五十歩百歩である。

原告らは「差別だ差別だ」と言うのみで、偏見を解消しようとの努力をしていない。「確かに昔は一部の部落で近親結婚が多かったが、いくら差別が厳しかった時代でも血が濃いのはまずいと知られていたので、田舎でも一山越えた部落同士で結婚するなど工夫していたし、今は人の移動が多くなったので近親婚はほとんどない」と、事実を説明すればよいのである。あたかも部落の住民が今でもよその人間とほとんど結婚できないかのような嘘を言いふらしている原告らの方が、よほど部落に近親交配が多いかのような偏見を広めている。

「部落の低位性のみを強調し」「(未組織)被差別部落の所在地・地名を述べる」ということも、原告解放同盟が行ってきたことと大差ない。

「反社会的圧力をかける団体として「部落差別団体」をあげ」たということについても、部落解放運動団体が反社会的圧力をかける行為を行ってきたことは事実である。

「暴力団員の6割が同和地区出身者」については、元公安調査庁調査第二部部長の菅沼光弘が2006年10月19日の外国特派員協会における講演で「この今日本のヤクザの構成員、あるいは準構成員と言われる人たち、8万とも9万とも言われておりますけど、その人達の60%はさきほど言いました、いわゆる同和の関係者であります」と発言したことが出典と考えられる。

この「同和の関係者」というのは、正確には「同和は怖い」「同和の言うこと

は聞かなければならない」という公務員が抱える偏見を利用する、自称被差別部落出身者のことであって、部落とは全く関係ない人物も相当数含むと考えられる。なぜ警察や公安の関係者がそのように考えるのかは、暴力団とつながりがある一方、部落と何の関係もない人物が解放同盟県連委員長になり同盟葬まで行われた事例を詳細に記述した乙109を読むことでよく理解できる。

(6) 「行政窓口に対する問い合わせ」について

これらの事例も、誰が被害者で誰が加害者なのか、明らかではない。

そもそも、行政に情報提供を求めることは国民の権利であり、情報公開制度は問い合わせの意図を問うような枠組みにはなっていないし、行政が回答できないのであれば、国民はその理由について説明を受ける権利がある。

(7) 「差別投書・落書き事件」について

全般的には誰がやったか、また意図が不明確なものが多い。

なお、「こら部落民お前ら牛殺しの仲間やろう。えったこらくそ部落民。お前ら真面目な仕事出来るか」というビラがばらまかれた件について、被告らは取材したことがある(乙130)。被告らが把握しているところでは、犯人は精神障害者であると承知している。

ツイッターで「部落 電磁波」あるいは「同和 電磁波」で検索すると、統合失調症患者と思われる人々が、部落解放運動団体に電磁波攻撃をされているといった趣旨の妄想をひたすら書き込んでいるのを見ることが出来る(乙131～132)。なぜ統合失調症患者の妄想に部落解放運動団体が

出てくるのかは解明が待たれるところだが、精神病者に必要なのは、差別だと非難することではなくて、専門家による適切な治療である(乙133)。

また、統合失調症患者は国内に約80万人が存在すると言われており(乙133)そのうちどれだけの割合が部落問題に係る妄想を発症するのか定かではないが、病気である以上は一定数発生することが避けられず、このようなものまで差別と評価していると、いつまでたっても部落差別はなくならないと思われる。

(8) 「ヘイトクライム類似の行為」について

ごく一部の変わり者や、何かしら精神に問題がある者が起こしているものと考えられ、社会的な現象になっているとは言い難い。

(9) 「マスコミにおける差別事件」について

これは被告らも危惧しているところである。そのため、既存のメディアへのアンチテーゼとして、単に興味本位ではなく、徹底して事実を追求し、問題の核心に迫るのが示現舎のやり方である。

ただ、橋下徹氏の部落に絡む出自を週刊朝日よりも先に、松原市の更池部落の出身を自称するノンフィクション作家の上原善広氏が新潮45で書いていた(乙134)のに、その点について原告らが触れないことは、いささか不自然なことである。

2 第2項「大阪府差別解消に関する有識者会議での差別事象の集積」について

甲40に挙げられているのは匿名の意見であり、全て具体的な場所が伏せられており、次のように部落差別の現状を把握するために参考にならないものが

多数含まれている。

- (1) そもそも部落問題との関連すら分からないもの(6, 7, 8など)
- (2) 何十年も前の話であって、現在の話ではないもの(11, 28, 32など)。また全般にいつの出来事か不明なものが多い
- (3) 大阪府の事案ではないもの(14, 30, 36など)
- (4) 自身の体験ではなく、単に新聞報道や原告解放同盟による「全国のあいつぐ差別事件」等の受け売りにすぎないもの(32, 36, 37など)

これでは、どこに「厳しい差別の現実が存在する」のか全く分からないし、むしろ部落について事実かどうか確認しようもない曖昧な風評をばらまいている、無責任な資料である。

3 第3項「部落差別解消法の制定に向けた動き」

顕著な事実として、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行された(乙135)。

部落差別解消推進法は、部落差別の解消の推進のため、国と地方公共団体が相談体制の充実、教育及び啓発、調査を行う責務を定めたものである。

それらの具体的な内容は定められていないが、平成28年12月8日に参議院で「部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」等が決議されており、地対協意見具申が示した新しい差別意識の要因への対策を行うべきことが示

されている(乙136)。

全国部落調査は、部落差別解消推進法に書かれた内容を実現するために、欠かせない資料と言える。特に実態調査には有効で、それぞれの部落がどのような問題を抱えるのか把握し、あるいは部落差別が解消された部落はどのような経過を歩んできたのか検証するために、活用することができる。

参議院による附帯決議には「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」とある。

例えば、意図的に問題のある部落だけがピックアップされて調査され、その結果があたかも全ての部落にあてはまるかのように発表されて、部落差別が助長されることのないよう、部落の情報を国民が共有し、監視することが必要である。

第3 第2「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則の存在」について

原告らが言う「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則」は、原告らにとって都合のいいように、場当たりのつくりだしたものに過ぎない。そして、実質的には「部落差別に係る情報や議論は原告解放同盟が独占する」ということである。

そもそも、全国部落調査は「被差別部落の出自かどうかを判明する資料」ではない。

また、「なお、一般的に公開しない扱いをすることは、部落差別を受けた当事者が自ら出自を明らかにすることと矛盾しない」と原告らにとって都合のいい例外を設けている。

では、「当事者」とは何なのか、例えば被告らがその「当事者」に該当するのかどうか原告らは答えていないし、「出自」なるものがどこまでの範囲を指すのかも明らかにしていない。

部落差別解消推進法の制定過程で、参議院法務委員会で総務省総合通信基盤局電気通信事業部長が、同和地区がインターネット上に掲載された場合は、プロバイダ責任制限法による削除の要求はできない旨を答えている(乙137)。

また、法務省人権擁護局が同和地区を明らかにする行為を人権侵犯事件として立件する場合には「不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で」という要件が必ず付いている。当然、被告らには不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的などなく、人権侵犯にもあたらない(乙137)。

そもそも、情報の発信者が「部落差別を受けた当事者」なるものであろうと、部落差別をなくす活動の一環であらうと、一度公開された情報は否応なく拡散していくものである。部落の地名が書かれた文献が図書館等によってインターネットで公開され始めているのは乙69～72で示したとおりであるが、先日はインターネットでの書籍の内容を検索できるように著作権法が改正される見込みであることが明らかとなった(乙138)。最近の技術進歩が著しい AI を利用して過去の文献から部落の地名を自動的に収集することも考えられ、この流れは誰にも止められない。「図書館と本とネットではアクセスのしやすさが違う」などという詭弁は、徹底的に崩壊することであらう。

原告らは被告宮部が SNS(ツイッター)で「でも、全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので。別に押し売りするつもりはないので地名総鑑事件の糾弾ビジネスよりはるかに良心的です。」(甲42)とつぶやいたことに、ことさら反応しているが、これは「ついでに鳥取ループ宮部龍彦は差別で

金儲けしているよね。差別されてもいない側が、差別ネタで金儲けwww」と絡まれたので、売り言葉に買い言葉で返しただけである。いちいちツイッターでつぶやいた内容を切り取って法廷の場に持ち出すのは、程度が低いと言わざるを得ない。

本当に金儲けしたいのであれば、原告らが言っているように「戸籍と照合すれば被差別部落出身者が分かる」と間違った事実を吹聴して、坪田義嗣の部落地名総鑑が5万円で売られていたように、高額でこっそりと売ったほうがよほど儲かるはずである。被告らは部落地名総鑑なるもので騒ぐのがいかに程度の低いことか国民に知らしめることに主眼を置いているからこそ、税込み1000円という良心的な価格で販売しようとしたのである。

なお、フルーク映像株式会社が部落地名総鑑事件30年企画作品と銘打って「Jun&Kei の企業と人権」という30分のビデオを2万円で販売しており。その売り文句が「人権をビジネスチャンスに！ 今、人権新世紀が始まります」である。この作品を、原告の中本順一が推薦している(乙139)。また、同じ会社が原告の川口泰司が出演する「差別っていったい何やねん」という30分の講演ビデオを5万円で販売している(乙140)。むしろ、金儲けをしようとしているのは、一部の原告らのことである。

第4 部落が抱える問題について

1 部落についての知識、議論を運動団体が独占してはならないこと

平成26年10月30日の相模原市の「さがみはら人権施策推進協議会」において、委員から次の質問がされた(乙141)。

「えせ同和行為について、このような項目が人権施策に入っているというのは恥ずかしいことである。職員及び市民の同和問題に対する認識が十分でないから、えせ同和行為が行われることになる。相模原市域において指定された地域

はないと認識しているが、戦前の内務省の調査では、市内にも同和地域があったと聞いている。県内には、指定地域があったが、市としては、事実の確認をしているか。事実を確認したうえで、取組を進めるべきであると思う」

「1920年代から1930年代にかけて、国として同和問題を放置できないということで、内務省が徹底した調査を行った。その調査は確実な調査であると思われるので、市が確認すれば実態がわかるのではないか。市内に地域があったとしても都市化する中でわからなくなっていることもある。問題を掘り返すことを目的とするのではなく、市としては事実があったかを確認する必要があると思う。同和問題の取組に対する市の姿勢が違ってくるので、調査をお願いしたい」

それに対して、市側は調査する旨を回答した。

平成27年2月4日の同協議会で、市側が次のとおり調査結果を述べている(乙142)。

「歴史的な資料を掲載している書籍を調べたところ、身分制度があった時代の身分に関する記述があることは確認できた。数戸であり、集落があったかどうかは確認できなかった。また、現在は都市化が進み、場所の特定ができない状況である」

全国部落調査から分かる通り、相模原市の部落は現在の緑区橋本と中央区田名にあったとされるが、もともと世帯数が少ない上、現在は都市化しているため、正確な位置さえほとんど分からない状況である。ゆえに、相模原市の部落は既に融和ないしは解放されたことは明らかである。

仮に「相模原市にも部落があって部落差別がある」と主張する者がいても、相手もしなくてよいということが分かる。

この教訓から得られるのは、「えせ同和行為」が行われなかったためには、行政職員や市民による部落問題への理解が重要であり、部落がどこにあったかという

情報は同和問題の取組に影響を与えるということである。

部落の場所が秘密扱いにすることは、市民の間に不要な疑心暗鬼を生むことになるし、行政自ら部落の場所を把握することなしに、行政が主体性を発揮することはできない。

2 部落が抱える問題を理解し、解決するためには部落の場所を秘密にしてはならないこと

全国部落調査を精査すると、先述の相模原市の例や、富山県や東京都下のように、既に融和ないし解放された部落が多数見られる一方で、未だ融和も解放も実現していない部落が存在することもまた事実である。

そのような部落の問題を解消するために、全国部落調査を秘密にするということは、全く無意味どころか有害である。

その1つの理由は、問題のある部落は全国部落調査などなくとも外見で分かるからである。例えば甲16, 乙125を見れば一目瞭然である。

既に述べてきたとおり、部落の場所の一番の目印になるのは隣保館と教育集会所で、一件公民館のような施設でも、法務省人権擁護局が作成したポスターやパンフレット(人権相談の案内や「ヘイトスピーチを許さない」等)が存在することから判別可能である。なぜなら、普通の公民館や集会所にそのようなものはまず存在しないからである。他に、「人権」「部落」「差別」といったキーワードを含んだスローガンが掲げられていることでその自治体に部落が存在することが判別できる。解放同盟の支部も目印になる。あとは市史、町史などを調査して場所を特定できる。

無論、同和事業が行われた全ての部落が現在も問題を抱えているわけではない。滋賀県日野町のように同和問題の解消を明示的に宣言した自治体も全

国にいくつかあるし、宣言しなくとも将来の終了を見据えた適正な同和事業を行った地域ではほとんど問題は残っていない。

一方で一部の部落の目に見える問題の事例としては、次のようなものがある。

(1) 不釣り合いなほど大きな箱物施設(隣保館、児童館など)がある

同和事業が行われていた時代に作られた、部落ではなければありえないような豪華な隣保館、教育集会所、児童館、老人憩いの家があり、未だに全国に1000箇所程度残っていると思われる。隣保館の職員が自治会の予算や行事などの面倒を見ている事例があり、部落の自立を阻んでいる。

(2) 老朽化した公営住宅が立ち並んでいる

特に1970年代に同和事業で大量に建設された戸建て形式の公営住宅が耐用期限を迎えており、改築しようにも予算や住民の意思の問題があり、多くが空き家になって廃墟になっている事例もある。

(3) 公営住宅の駐車場に不釣り合いな高級車が停まっている

セルシオ、レクサス、ベンツがよく見られる。

(4) 空き地と廃墟が周辺地域に比べて明らかに多い

これは、周囲から避けられているだけではなく、当の住民も出て行って戻ってこないからである。これを「差別」と言うのかも知れないが、昔はもっと差別が厳しかった時代があったはずで、しかも同和事業が行われた後になってこのような現象が起こることは「差別」では説明がつかない。

(5) 路上に自動車が不法投棄されている

常識的な感覚なら、自分の家のすぐ近くに自動車が不法投棄されていれば、なんとかしてどかせるはずだが、タイヤがつぶれて、周囲の地面が苔むすまで放置されている。無論、置いてある場所は家の敷地内ではなく、

明らかに公道上である。

(6) 公営住宅を建て増して店舗を営業している

しかも、無許可である。厳密には公営住宅を勝手に改造するのは違法であると考えられるが、同和事業で作られた改良住宅は代替住宅なので持ち家に準ずるということで黙認されていることがある。

無論、上記は一部の部落(草津市木川、徳島市不動東町、生駒郡安堵町東安堵など)の事例である。しかし、「こういった見方は偏見だろう」と考えて周辺地域も見て回って注意深く比較してみても、やはり特定の部落に限ってこのような現象が多く見られるのである。すると、特定の部落について、周囲の人間が「ガラが悪い」と言っている、見た目からして確かにそうなので否定出来ないのである。

箱物施設や公営住宅の問題は行政が主体性を発揮しなければならないし、廃墟や不法投棄の自動車については民間事業者にもできることがあるはずである。例えば老朽化した住宅があれば工務店が営業に来そうなものだし、自動車が投棄されていればスクラップ業者が引き取りを申し込みに来そうなものである。

しかし、問題を指摘したり、何らかの提案をしたりした時点で、「差別事件」にされかねないのである。廃墟の撤去にしても、「みすぼらしいから撤去しませんか」のようなことを言えば「不動産業者が差別発言 具体的な地名を出して“部落はみすぼらしい”と」のような見出しで、解放新聞や「全国のあいつぐ差別事件」に掲載されかねない。

第5 全国部落調査が公開されたことにより、人権侵犯事件は増えていないこと

法務省が次のアドレスで平成18年以降の「人権侵犯事件」の件数を公開している。

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html

このうち、同和問題に係るデータをまとめたのが乙143である。ここから次のこと等が読み取れる。

- (1) 人権侵犯の件数は地域によるばらつきが大きい。
- (2) 平成18年から平成20年まで、同和問題に関する人権侵犯は横ばいであったが、平成21年以降は明らかに減少傾向にある。
- (3) 特に大阪での減少が著しい。
- (4) 一方、四国4県、京都、福岡、奈良、広島では減っていないか、増えたり減ったりを繰り返している。
- (5) 平成28年は11月までのデータしかないが、減少傾向でこのペースでいけば過去最少になる見込みである。

さて、それでは同和地区名や部落名の公開が人権侵犯事件の増減と関係があるかと言えば、次のとおりである。

平成22年頃から、インターネットのグーグル検索で「部落 鳥取」「同和 大阪」「部落 滋賀」で検索すると、鳥取と大阪と滋賀の同和地区や部落の位置を示す地図が真っ先に表示されるようになったが、いずれの地域でも人権侵犯事件は減少傾向で、増えているとは認められない。

全国部落調査がインターネットで公開された平成28年についても、未だに全国部落調査はインターネットで誰でも見られる状態にあるにも関わらず、前述のとおりむしろ減少傾向である。

以上のとおり、少なくとも法務省のデータは、「同和地区名や部落名を公開すると人権侵犯事件が増える」という根拠がないことを示している。

第6 いわゆる「被差別部落出身者」について

原告らの「被差別部落出身者」との主張が、いかに卑怯で卑屈で欺瞞に満ちているか説明する。

- 1 被差別部落出身者を自称すれば優位に立てるという歪んだ考えが原告らにあること

灘本昌久京都産業大学教授は次の通り述べている。

「私が部落解放運動に参加した一九七〇年代でも、部落民意識というのは、非常に濃厚なものがあつた。私などは、祖父母の代まで部落に生まれ育つたというだけで、私自身が部落の中に育つたわけではないのだが、部落解放運動の中では、正真正銘の「部落民」として扱われ、同じように部落解放運動に参加・協力している部落外の学生とは、扱いに天と地ほどの差があつた。私が今まで部落解放運動の中で自由に発言し、部落解放同盟に対してははっきり批判的なことを言つても、それほど重大事には至らなかつたが、それは「部落民」の看板があつたことにもおおいに助けられていたと思う。これが、一般の人で同じような発言をしていたら、たちどころに「差別発言」として、問題視され、糾弾されていたに違いない。部落外からのまっとうな批判に対して、部落解放運動が「差別者」のレッテルを貼つて、口を封じ、職を奪つたり社会的に抹殺した例は枚挙にいとまがないほどである。」

つまり、原告解放同盟こそ、様々な意見について内容で判断せずに、発言した人間の出自で差別してきたのである。原告らには「部落民は正しくて、一般民は差別者なのだから、被差別部落出身者を自称すれば優位に立てる」という歪んだ意識がある。

- 2 「被差別部落出身者」なるものは法的にも歴史的にも社会的にも存在しないこと
歴史的に、全ての賤民身分が、いつも世襲されていたわけではない。例えば、

「非人」は鳥取藩など地方によっては無宿の流浪人(乞食や災害による避難民)などを指し、非人小屋により管理されていたものの、世襲されるものではない。「足洗い」といって非人から脱することができた。

穢多にしても、いわゆる解放令が出されてからは戸籍に身分が記載されることもなくなり(壬申戸籍に記載されているのはごく一部の例で、しかもそのような記載をすることは当時でも違法である)、明らかにその時点で世襲は途絶えている。

解放同盟の綱領に「歴史的・社会的に形成された被差別部落に現在居住しているかあるいは過去に居住していたという事実などによって、部落差別をうける可能性をもつ人」などと書かれているが、それは平成23年になってから、場当たり的に原告解放同盟が捏造したルールである。原告解放同盟が今世紀に及んで、歴史的にあったわけでもない「土地差別」という概念まで創出し、新たな世襲制の賤民制度を作り出したに等しい。

大正時代に水平社が生まれたのは、当時は全国各地にスラムのようなところがあり、血筋や土地の歴史がどうということではなく、実際に今の時点で困窮した実態があり、見下されていたから止むに止まれず立ち上がったのである。

平成14年まで行われた同和対策事業も、制度的には地域対策であって、「被差別部落出身者」などという概念は存在しない。一部の人が利権を独占し、あるいは対象者が際限なく広がらないように、便宜上古くからの住民や、同和事業が開始した時点の居住者とその子孫に対象者を限っていたのが、まるで世襲制の身分制度のように現在も残ってしまったものである。

現実には近世までの身分をたどれる人などほとんどいない。被告ら自身もそうであるし、裁判官や弁護士もそうであると思う。

全国部落調査に掲載されている部落にしても、富山の散居村のごく少

戸数の部落や、逆に東京のように都市化している部落があるし、田舎でも同和地区指定を受けずに自力で改善したり、新興住宅地のようになったりしている部落もある。そのような部落に住んでいる人が全国部落調査を見せられて、「お前は部落民だ」と言われても、実感を持つ人はいない。

例えば、原告藤川正樹の住所がある(甲5)伊勢原市上粕谷を訪れてみたが、土地が整地されて新興住宅地の開発が始まっていた。原告藤川正樹は周囲の人間が差別されているかのように言うが、電話帳に自身の住所を掲載しながら「私も部落です」と周囲に主張すること自体が、伊勢原市上粕谷が部落であると広めているように思う。

原告宮瀧順子の出身地(甲6)とされる国立市谷保にも言ってみたが、むしろ周辺地域の方が細い路地が多く、駅や高速道路のインターも近くて、むしろ恵まれた場所である。「アクセスが悪い」との説明も虚偽である。念のため国立市役所に確認したが、同和地区との扱いはされていない。

少なくとも前述の2人については、自分たちの愛郷心のなさの原因を他人に押し付けているように思う。

逆に、第4で前述したとおり、あからさまに部落や同和地区と見られるような場所は、全国部落調査などなくても、そうだと分かる状況にある。住民や地方公共団体そのような状況を少しでも変えようと努力しようとする度に、難癖をつけて抵抗してきたのが原告解放同盟である。

3 「被差別部落出身者」との主張が欺瞞に満ちていること

乙109のように行政が同和地区を捏造し、解放同盟が県連ぐるみで「えせ同和行為」を行ったように、平気で嘘をつく人間が多くいることは事実である。

「被差別部落出身者」との主張は嘘をついても絶対にばれないし、いかように

でも解釈できるのだから、嘘を嘘ですらなくすることが可能である。

例えば原告片岡明幸は兵庫県の出身なのに、なぜわざわざ遠隔地の埼玉県の解放同盟の幹部におさまって「被差別部落出身者」を主張している。しかも、現住所は部落ですらない。それに対して被告らが疑問を呈しても「反論するに値しない」の一言で逃げることができる。これがまかり通るなら、「自分は部落出身だ、差別されている」と主張して、日本中のどこでも同和団体を設立して行政にごねることが可能である。

また、部落の適当な借家に一時期だけ住民票を移して、ついでに本籍も部落に移しておいて、「過去に部落に住んでいた、それに本籍地で部落民が判別できる！」と言い張れば、「被差別部落出身者」との主張を誰も否定できなくなる。

逆に、先祖代々部落に住んでいることが明らかであっても、「たまたま部落に住んでいただけで、先祖は賤民ではない」と主張する人を、誰も否定することはできない。

かように「被差別部落出身者」とはいい加減なものである。

第7 原告らが他にも出版妨害行為を行っていることについて

原告組坂繁之は、部落解放同盟福岡県連合会委員長の肩書で、福岡県下の市町村長等に、示現舎が出版した「部落問題入門」(乙114)が「えせ同和行為」であると中傷する文書を配布して、示現舎の出版業務を妨害している(乙145)。部落問題入門は、昨今制定された部落差別解消推進法の理解のための啓発書であって、押し売り等を行っている事実もなく、示現舎が地対協のいう「えせ同和行為」は行っていない。組坂繁之の行為こそ、自由な意見交換を阻害し、地対協意見具申に反する部落差別助長行為である。

また、このことから、原告らは人格権に名を借りて、政治的に都合の悪い情報・言論を封殺しようとしていることが明らかである。このような反民主主義的な行為に裁判所が加担してはならない。

他にも原告らが集会等で被告らの主張を歪曲し、事実でないことを吹聴して、出版妨害を行っている事実がある。このことについては、後日証拠を提出する。

以上